

由利本荘市空き家情報登録制度実施要綱

平成26年4月1日

改正 令和3年3月1日

改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する空き家の有効活用を通して、定住を促進し地域の活性化を図るために実施する由利本荘市空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として取得し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等の営業を目的とするもの、倒壊等の危険性があり、生活の場として機能しないものは除くものとする。
- (2) 「所有者等」とは、当該空き家に係る所有権者で、売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 「空き家バンク」とは、空き家を所有し、当該空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から情報登録の申込みを受けた物件を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し、紹介する制度をいう。
- (4) 「仲介業者」とは、本制度に賛同し、登録者と利用者との間における売買及び賃貸借等の交渉、及び契約の媒介を行う者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録)

第4条 空き家バンクへ空き家の登録を希望する所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、登録を申し込むことができる者は、市税等を滞納していないものに限る。

- 2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めた場合は、空き家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定により登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」

という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書(様式第3号)を、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第6条 市長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は空き家バンク登録抹消届出書(様式第4号)の提出があったときは、空き家バンクの登録を抹消するとともに、空き家バンク登録抹消通知書(様式第5号)により登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(空き家情報の公開)

第7条 市長は、市公式ホームページへの掲載、空き家バンク担当課での登録台帳の閲覧、その他の方法により空き家情報を公開するものとする。ただし、登録者が希望しない方法については、この限りでない。

(利用者登録)

第8条 空き家バンクの情報利用者で、登録物件について、相談、交渉を希望する者(以下「利用者」という。)は、空き家バンク利用者登録申込書(様式第6号。)に誓約書(様式第7号)を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、利用者として適当であると認めるときは、空き家バンク利用者台帳(以下「利用者台帳」という。)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用者登録完了書(様式第8号)により申込者に通知するものとする。

(利用者に係る登録事項の変更)

第9条 利用者は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用者登録変更届出書(様式第9号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(利用者の登録の抹消)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するとともに、空き家バンク利用者登録取消通知書(様式第11号)により当該利用者に通知するものとする。

- (1) 利用者本人から空き家バンク利用者登録抹消届出書(様式10号)の提出があったとき
- (2) 利用者登録申込書の内容に虚偽があったとき
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると市長が認めるとき
- (4) 利用者登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない

(5) その他市長が適当でないと認めたとき

(登録物件の交渉申込み)

第 11 条 登録物件の交渉を希望する利用者は、登録物件交渉申込書（様式 12 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、当該物件の登録者及び仲介業者に通知するものとする。

(登録者と利用者の交渉等)

第 12 条 市長は、登録者と利用者が行う売買及び賃貸借等の交渉及び契約について、直接これに関与しないものとする。

2 登録者又は仲介業者は、交渉等の結果について遅滞なく市長にその内容を報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 登録者及び利用者並びに空き家登録台帳又は利用者台帳の登録情報を利用する者は、由利本荘市個人情報保護及び電子計算組織利用に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 27 号）の規定の趣旨に基づき、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家登録台帳及び利用者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと
- (2) 個人情報を市長の承諾なくして複製し、又は複製しないこと
- (3) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること
- (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。